

平成24年4月11日
照会先：厚生労働省健康局生活衛生課
課長補佐 岩淵 (内線 2431)
管理係長 渡部 (内線 2434)
(代 表) 03-5253-1111
(夜 間) 03-3595-2301

生活衛生資金貸付利率の改定について

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業本部 生活衛生融資部
東京都千代田区大手町1-9-3公庫ビル6階
電 話 03-3270-1651

平成24年4月11日から生活衛生資金貸付の貸付利率が次のとおり改定されます。

区 分	適 用 施 設 設 備 等	年 利 率 (注1、2)		適 用 時 期
		旧利率	新利率	
基準利率	・下 記 以 外 の 設 備 資 金 ・下 記 以 外 の 運 転 資 金 (注6) ・生 活 衛 生 セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 貸 付 ・衛 生 環 境 激 変 対 策 特 別 貸 付 (注3)(注4)	2.15 ～ 3.45 %	2.15 ～ 3.55 %	平成24年4月 11日以降の 貸付契約に 係るもの
特 利 A	・近 代 化 設 備 ・事 業 安 定 等 施 設 (注3) ・振 興 事 業 貸 付 の う ち 標 準 営 業 約 款 登 録 者 に か か る 運 転 資 金 (注6)	1.75 ～ 3.05 %	1.75 ～ 3.15 %	
特 利 B	・省 エ ネ ル ギ ー 設 備 資 金 ・環 境 対 策 等 関 連 施 設 (注3) ・健 康 ・ 福 祉 増 進 関 連 事 業 施 設 (注3) ・事 業 安 定 等 施 設 (注3)	1.50 ～ 2.80 %	1.50 ～ 2.90 %	
特 利 C	・省 エ ネ ル ギ ー 設 備 資 金 ・発 電 設 備 資 金 ・振 興 施 設 の う ち 特 定 設 備 (注6) ・衛 生 設 備 ・衛 生 環 境 激 変 対 策 特 別 貸 付 (注3)(注4) ・健 康 ・ 福 祉 増 進 関 連 事 業 施 設 (注3) ・環 境 対 策 等 関 連 施 設 (注3)	1.25 ～ 2.55 %	1.25 ～ 2.65 %	
特 利 E	・一 般 公 衆 浴 場 業 衛 生 ・ 近 代 化 設 備 ・一 般 公 衆 浴 場 業 借 地 更 新 ・ 買 取 資 金	0.75 ～ 2.05 %	0.75 ～ 2.15 %	
特 利 F	・生 活 衛 生 関 係 営 業 経 営 改 善 資 金 特 別 貸 付	1.85 %	1.85 %	

(注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

(注2) 貸付利率は、貸付期間または担保・保証人の有無などによって異なります。

(注3) 用途等により適用利率が異なります。

(注4) 本貸付の適用は、関係省庁から適用の指示があった場合に限りです。現在、適用はされていません。

(注5) 引火性溶剤の安全対策設備の導入が必要なクリーニング業を営む方(洗濯物取次業を除く)が、引火性溶剤使用に伴う安全対策に必要な設備資金については、特別利率Cが適用されます。

(注6) 生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金および運転資金については、通常適用される利率より0.15%低い利率でご利用いただけます。

(注7) 東日本大震災に伴う東日本大震災復興特別貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における拡充措置が適用されております。